「家業」について (2)

―平安時代を中心に―

はじめに

である。 「家業」という言葉が日本の文献上に現れたのは、『続日本紀』

(記来、百姓の例多くは乏少にして、公私弁へぬに至る者衆し、養乏しき百姓をして各家業存らしめむことを。(続紀・は、貧乏しき百姓をして各家業存らしめむことを。無はくは、貧乏しき百姓をして各家業存らしめむことを。無はくな、貧乏しき百姓をして各家業存らしめむことを。を記りて公私を論ふこと無く皆放免に従はむことを。にはくな、貧乏しき百姓をして各家業存らしめむことを。(続紀・巻八)

六して淫迷に至る。子は父に順ふこと無く、終に家業を亡②官人百姓、憲法を畏れず、私に徒衆を聚め、意を任せて双

せて、固く禁断せしむ(続紀・巻十九)ひ、亦孝道を虧く。斯に因りて遍く京畿と七道との諸國に仰

①は、養老四年(720)三月十七日に奏上した太政官奏である。 電に用いられている。前稿」で述べたように、中国の古代文献に 意に用いられている。前稿」で述べたように、中国の古代文献に 意に用いられている。前稿」で述べたように、中国の古代文献に

潔

胡

らかに続紀に見える家業の語の意味は前者の用法に属する。来の、その家の生計を立てるための)特技、生業の意である。明(祖先伝来の)生活基盤、家財の意であり、もう一つは、(祖先伝見られる家業という語には基本的に二つの意味があり、一つは、

③遠江介從五位下土師宿禰古人散位外從五位下土師宿禰道長一十五人言、土師之先出自天穗日命其十四世孫名:遠祖野見后離奏曰、如臣遇意殉埋之禮殊乖仁政益國利人之道仍率土若其諱辰掌凶、祭日預吉。如此供奉、允合通途。今則不然。若其諱辰掌凶、祭日預吉。如此供奉、允合通途。今則不然。 專預凶儀。 辱念祖濼、意不在茲。望請因居地名、改土師以為專預凶儀。 辱念祖濼、意不在茲。望請因居地名、改土師诏禰道長

掌のことである。つまり、八世紀末に編纂された続紀の段階で 陵墓に関する事務を司り、 二つに分かれていくが、土師氏がここで言う「祖業」は、 (=祖業) 氏の土師道長ら十五人は、もともと吉事凶事の両方を預かる職掌 は 秋篠に改姓した。この土師氏から地名に因んで、 その翌年の延暦元年 の記録である。 ③は天応元年 一家業」は は今凶儀のみになったことを理由に改姓を申請した。 (781) 六月二十五日に奏上した土師の改姓の申請 殉埋の代わりに埴輪を造ることを専門とする土師 一家財」の意に、 (782) に土師安人ら兄弟六人も同じ理由で また陵墓に用いられる埴輪の製作の職 「祖業」は祖先伝来の職業の意に 菅原と秋篠の 大葬や

二十日小山朝政譲状案)

情すことになっている。 指すことになっている。 指すことになっている。 指すことになっている。 指すことになっている。 指すことになっている。 指すことになっている。 指すことになっている。 指すことになっている。 において、「家業」の語が次第に「武芸」。、「明法」4、「医 文献を見ると、「家業」の語が次第に「武芸」。、「明法」4、「医 文献を見ると、「家業」の語が次第に「武芸」。、「明法」4、「医 文献を見ると、「家業」の語が次第に「武芸」。、「明法」4、「医 文献を見ると、「家業」の語が次第に「武芸」。、「明法」4、「医 文献を見ると、「家業」は殆ど所職およびその職に付随した所領を はいっている。

但生西 長村可令領掌知行之状、 云重代相伝証文、云将軍家代々御下文、調度之、以所譲与也 之時令計置畢、仍任其趣、 朝長子息之中、以五郎長村立嫡男、 無相違、 ④件所領所職等、云生西重代相伝、 一期之間、 然嫡男左衛門尉朝長在生時、 可進退知行也、 所譲渡如件 為長村嫡々相承、件所領所職等 於没後者、 可令相継家業之由、 云将軍家之御恩賜、 (鎌倉遺文・寛喜二年二 譲与之処、早世畢、 任譲状、 無他妨 平生

は所職所領である。この所職所領は、先述した家業の「生業」の後継者として、所領所職を受け継がせた。ここで言う「家業」長に譲与したが、朝長の早死により、再び朝長の嫡子長村を家業長に譲与したが、朝長の早死により、再び朝長の嫡子長村を家業長に譲与したが、朝長の早死により、再び朝長の嫡子長村を家業長に譲与したが、朝長の日本の一旦嫡男朝の後は、寛喜二年(1230)に書かれた譲与書である。平安末期から

論文は、 る。 に書かれた譲与の内容は、 を指し、 程を究明する一つの試みとして、 中世の家の機構的性格についてはまた別の機会に詳述するが、 な家の視点からみれば、家業の公職化、 承できるようになったことは、 父子間で継承されない。それに対して、今見た小山朝政の譲与書 は官職を獲得する手段になれても、それによって獲得した官職は 家も多く出現したことについては前稿で述べたが。、学問や特技 儒学など学問を以って出仕する儒学者が多く、儒学を家業とする の官人選抜制度が確立した後、 は立身出世の手段にはなるものの、 家財を意味する家業は、 中国語で言う家業も父祖と子孫の間で伝承されるものであるが、 その特徴は中国の家業の語の用法と比較すればより鮮明になる。 たい。言わば世襲化され、家産化された職業は家業なのである。 このような収益を内包された官職でが直系的に父子間。 公務の私有化―血縁原理が組み込まれたことを意味し、 特に学問 家業という概念の導入から中世的家業観の成立までの過 職とは無関係である。 (これも特技の一種と見なすことができる) の場合 父子兄弟の同居体を前提とした生活基盤 家財そのものではなく所職所領であ 公的な律令官人制の視点からみれ 特に漢武帝の儒学国学化以降は そして生業・特技を意味する家 官職の家業化が著しく進展して 職とは直結しない。 機構化を意味する。日本 才徳主義 私的 で継 本

継承ラインについて考察する。いった十世紀、十一世紀を中心に、官職を軸に形成された父系的

「家財」

の意味の両方を持ち合わせていることに注目し

蔭位制の世襲的傾向

が異なる。「蔭」の内容も多方面に亘り、大別して、律蔭と令蔭 世」ロという言葉に示されたように、 に決められている。「以品之高卑蔭其親屬, 位の高い者の、 間関係の「庇護」に転用されたものである。律令制下では政治地 らも分かるように、 息焉」 ができるという制度である。。「蔭」という語は、 以上の官で三年以上在職すれば、兄弟か子の一人を保任すること 国の文献では「任子」、「門蔭」、「資蔭」、「承蔭」などといった の典型例といえよう。「蔭位」というのは日本史学の用語で、 れ、 が、 唐制を範に取った古代日本の律令官人制も才徳主義を原則とした 族、 言葉で表されている。「任子」とは漢代の高官の特典で、二千石 律令国家の官人制は才徳主義を基本とするが、 さらに修正を加えた傾向が看取される。 導入時から唐制の官人制の中の貴族的要素をより多く取り入 高官に与えられた貴族的特典がどの時代にも設けられてた。 (荀子)、 その親族に及ぶ「蔭」(=庇護)の範囲が制度的 「枝葉落則本根無所庇蔭」(文選)といった言葉か もともと「樹蔭」 官品によって「蔭」 の意味であり、 多者及九族, 蔭位制の導入はそ 上層の皇族、 「樹成蔭而衆鳥 そこから人 」の範囲 少者三

本とし、 思われる。しかし、 承される家は存在しなかったと考えられる。従って、それに代 という居住慣行が行われており、 提に作られたもので、 提であるという「国―家」のイデオロギーが律令導入に伴って古 て重要な意味を持っていた。蔭位制に盛り込まれた継承的要素 わる父子継承の「家」 る。一方、 代日本にも伝わり、 あったろうが、国家の基礎に家があり、 は いく」ためのものだと指摘している語。 ついて、 れるようになった12。 たものの、発達しておらず、 位」も令蔭の一つである。唐制の諸蔭制度は古代日本に導入され 人」□の支給などは令蔭である。 がある。 律令国家の根幹をなす官人制度の整備が最も緊要な課題で しかも嫡庶制と結合することにより、 両社会の親族構造の違いである。 野村忠夫は「それぞれの階層から継続的に再生産されて 科罪の 父祖から子孫へと父系的に受け継がれていくものであ 双系社会の古代日本では、 減、 そこには思いがけない困難が横たわってい 国家の基礎である家の樹立も急務となったと 贖は律蔭で、 古代日本の蔭位制に見られるこの継承性に の樹立が律令国家の基礎作りの一環とし 家と言えば夫方居住・父系同居家族を基 蔭位制つまり官人出身法のみが発達 労役、 子弟の出身上の特典即ち 唐制で言うような父系的に継 成人の父子兄弟が別居する 唐律令制は父系社会を前 家の安定は国の安定の前 律令制が導入された当初 課税の免除、 一種の継承法と見なさ 労働力 蔭

よう。 九品中正制が盛行した魏晋南北朝を経て形成されたものである ある。 によれば、 けられ、 加えられるようになり、父の階級に応じて叙任が七段階にも分 れ、 て、 見することができなくなったが、僅か『隋書』などの記録によっ Ł, 子制の享受範囲は兄弟か子である。父子間という直系的に限定 両漢時代の任子制に淵源を持つものと言われているが、 制も中国の長い歴史の中で変化してきた産物である。 小しようとしたときは、「~子」という方法は最も有効だからで を参照して決められたということであるい。また特典の範囲を縮 正制の「郷品」 七段階の叙任設定や子に限定したことは恐らくこの時期の九品中 た、という歴史的変遷を辿ることができる4。 なかったことを物語っている。この任子制が魏晋南北朝になる していないことは、 は、 梁、 梁、 九品中正制によって姿が覆われてしまい、 このような律令国家の歴史的要請によるものであったといえ 要するに唐の資蔭制に見られる階級性と直系制は貴族的 蔭位制は唐の資蔭制を継受したものであるが、 陳の時代になると、王侯と三公子に令僕子、次令僕子が 陳の時代に任子制の範囲が王侯、三公(長)子に狭めら しかも父子という直系的関係に限定されるようになっ 九品中正制の「郷品」の評定は、その父の官位、 の評定法の影響によるものであろう。 この制度は最初から継承のためのものでは 容易に文献から発 父の階級に応じた 宮崎市定氏 唐の資蔭 資蔭制 漢の任

"唐六典・尚書吏部』 に次のような内容が見える。

公子, 曾孫降孫一等。 謂一品子, 正七品上叙, 亦従八品下。三品以上蔭曾孫, 有正、従之差,亦遞降一等;従五品子,従八品下叙。 等。 即以勛官品同職事蔭;四品降一等, 准従五品孫;県男已上子, 二王后子孫 贈官降正官一等, 准正三品蔭 至从三品子,遞降一等。 五品已上蔭孫;孫降子一等 降一等。 散官同職事。 五品降二等。 勛官二品子, 若三品带勛官 四品、 国公子 郡、 又降 五品 县

律令国家の意図に適合し、 範囲が父子孫という父系の中の 位制度を考える上で重要な視点となろう。 の特徴が見られる。この資蔭制の父系直系的性格は古代日本の官 蔭を除外され、父子孫三代の直系的資蔭の範囲になったことなど 定的範囲が図らずも父子の継承ラインの樹立を目指す古代日本の 世代差、 官位に応じた蔭の等級がより綿密に決められたこと、兄弟間の資 ここでは資蔭の基準として、 養老令選叙令の五位以上子条に次のようである。 贈官・散官と正官・職事の差がそれぞれ設けられている。 歓迎されていたことを想像するに難く 一品〜五品従の官位の差、 「至親」に限定されたが、この限 唐の資蔭制では特典の 子と孫の

庶子及従四位嫡子従七位上。庶子従七位下。正五位嫡子正八及三位嫡子従六位上。庶子従六位下。正四位嫡子正七位下。一位嫡子従五位下、庶子正六位上。二位嫡子正六位下。庶子

せる、 誤りであろう。唐令では蔭を享受できるのは「子」「孫」 が、 承ラインの樹立にあると思われる。②の日本令の嫡庶制である 擬制すること™から見ても、 安時代に見られる、 という限定をすることによって最小範囲にしている。また、 制の文言に牽制されて孫を蔭位の範囲内に入れたが、三位以上 では最初から父―子間の蔭位関係を想定した可能性が高い。 次に考えてみる。①で指摘した世代の短縮については、 異を纏めていうと、①「世代の短縮」、 なっている、と指摘した『。氏の指摘した唐制と日本律令の みであるが、 唐の資蔭と日本の蔭位を比較した牧英正氏は、 たのに、唐の蔭階に比べて日本では上位者の蔭階が著しく高く 日本令は唐令より蔭位の範囲が一代縮小した、②唐令は嫡子孫の になっている16、 「叙位年齢の降下」、④ 唐制では嫡子孫のみに限定しているとする牧野氏の認識は ③唐令では蔭叙は二五歳から、 日本令では嫡庶の別を設けて、 ④唐の秀才以下の第階がほぼ同等に継受され 孫や兄弟をわざわざ養子にして親子関係に 「叙位位階の上昇」の四つになるので、 蔭位制の真の狙いは父―子間の 日本令では二十一歳から ②「嫡庶制の移入」、 諸子に蔭を受けさ 両者の違いを、 日本令 3 唐 平 逐 (1)

ので、 期では、 社会に入る際の着地点は官人制の蔭位制であった。何故なら、 制度的に導入されたものであった。外来の父系制原理が古代日本 の父系制は自社会の原生的社会組織から生まれたものではなく 質的に機能するようになったと考えられる。要するに、古代日本 任子制を見ると、皇族(親王、皇太子嫡子、諸王)のみに嫡庶制 の制度は官人制という枠の中で父子間の継承ラインを創出するの やがて蔭の継承から職の単独継承に変わり、 \$ 者として設けられたのみである。平安時代の兄弟間の昇進を見て の要素を取り入れて作られたものである。ただ、律令制導入の初 の別がたてられるのである。この意味では、古代日本の蔭位制は、 対象である皇族は、 的地位の継承の襲爵に用いられているからである。封爵の主要な 継承に機能するもので、父系出自集団の宗族内の祭祀継承や世襲 ると思われる。というのは、唐制において、嫡庶制は主に世襲的 が適用されていたことが分かるロ。これは恐らく封爵と関係があ 孫」と書いており、 -子間の継承の樹立を志向しており、唐の資蔭制と封爵制の両方 事後的に最も高い官位に上がった者が嫡流と見なされていた 陳の皇族の出身法に近い。古代日本の蔭位制は、 嫡子の実質的な役割は未だ確立してなかったと思われる。 嫡子はまだ実質的な意味を持たず、観念上の承蔭=承家 封爵と任官の両方が受けられる場合には嫡庶 嫡庶の制限は書かれていない。ただ梁、 嫡子制がはじめて実 最初から父 陳の ح

> るには幾つかの経路が必要である。 を媒介とした間接的継承である。蔭の継承から職の継承に移行すを媒介とした間接的継承である。蔭の継承から職の継承に移行する。 を媒介とした間接的継承である。 を媒介とした間接的継承である。 を媒介とした間接的継承である。 ことはできない。 あくまでも「蔭」 を媒介としたいたからである。 ことはできない。 あくまでも「蔭」

紀伝道文人の家業観

する言説について考察し、その歴史的意義を考えてみたい。 ある。ここでは菅原道真と大江匡衡の詩文を通じて、家業に関 もあった。家業化の徴候が早く認められたのは菅原家、大江家で る。 を日本に紹介するという文化運搬者の役割を担った人々でもあ 紀伝道の教官達も国家の一官人であり、 ばれるようになったる。大学寮は律令国家の一機関である以上、 学寮でそれを教える教官は「文章博士」、学生は「文章生」と呼 かではないが、大体十世紀以降、学科名としては「紀伝道」、大 名で呼ばれるようになった。文学が「紀伝」と呼ばれた理由は定 う言葉は本来歴史専門を指すが、後に文学専門も「紀伝」という たと思われるが、その興隆の過程はまた紀伝道の家業化の過程で る学科の地位を築いた背景には、平安前期の漢詩文の興隆があっ 紀伝道とは、 紀伝道は最初の一小分科から次第に発展し、 律令制下の大学寮の一学科である。「紀伝」とい 同時に中国の歴史、文学 大学寮の代表な

で、チュ月ハッルでいる。 菅原道真(845-903)の詩文には、「家風」、「祖業」といった

偏信琴書学者資 偏に信ず 琴と書とは学者の資けなることを言葉が多く用いられている。

専心不利徒尋譜 心を 専にすれども利あらず 徒 に譜を尋ぬ三余窓下七条絲 三余の窓の下 七条の絲 これが かっと いと こうしょ ない しょうちょう はい に信す 琴と書とは学者の資けなることを 信号書学者資 保 に信す 琴と書とは学者の資けなることを

断峡都無秋水韻 断峡 都 く秋水の韻きなし用手多迷数問師 手を用ゐれば迷ふこと多し 数 師に問ふ事心不利徒尋譜 心を 専 にすれども利あらず 徒 に譜を尋

寒烏未有夜啼悲 寒烏夜啼の悲しびあらず かようやてい かんうやてい

造若家風便詠詩(豊)家風の詩を詠ずるに便りあるに若かめ知音皆道空消日(知音はみな道ふ)空しく日を消すなるなりと

8

(『菅家文草』巻一)

う心境を詠んだものであるが、道真の父親の菅原是善も祖父のの助けとなるとひたすら信じ、読書すべき余暇の時間に窓の下でい。「三峡流泉」の曲も秋さらさらと流れる水の調べにならず、い。「三峡流泉」の曲も秋さらさらと流れる水の調べにならず、い。「三峡流泉」の曲も秋さらさらと流れる水の調べにならず、いう。琴を習うことをやめて、家風の学問を勉強しよう、といいう。琴を習うことをやめて、家風の学問を勉強しよう、といいう。琴を習うことをやめて、家風の学問を勉強しよう、といいう。琴を習うことをやめて、家風の学問を勉強しよう、といいう。琴を習うことをやめて、家風の学問を勉強しよう、という境を詠んだものであるが、道真の父親の菅原是善も祖父のう心境を詠んだものであるが、道真の父親の菅原是善も祖父のう心境を詠んだものであるが、道真の父親の菅原是善も祖父の

まからのきょとだ。 はこの「詠詩」は個人の愛好や才能を超えて、家の伝統=家風と で、演詩」は個人の愛好や才能を超えて、家の伝統=家風と で、漢詩を詠じるのが分かるが、

Carry Control to the transport of the

巨邪兪対目検子 りゅう ひゃか 日巻子するこれない 文章暗被家風誘 文章は暗に家の風に誘はる

東部偸因祖業存 東部は 偸 に祖業存するに因る

文章博士非材不居。吏部侍郎有能惟任。自余祖父降及余身、

三代相承

祖父より降りて余が身に及ぶまで、三代相承けて、両つの官失へ文章博士は材に非ずは居らず。吏部侍郎は能有らばこれ任ず。余が河涫無失。故有謝詞。

(7)

こと

た後、文章生達に寄せるという形で詠んだ詩である。詩の前半これは元慶三年 (879) に文章博士の道真が後漢書の講書が終わっ

『菅家文草』巻二)

る。さらに「文章博士は材に非ずは居らず。吏部侍郎は能有らば 二つの官職を継承できたのが「家風」「祖業」のお蔭だとしてい る。一文章は暗に家の風に誘はる、 これ任ず。 的伝統を指しながら、 真の家業意識の強さが看取されるが、傳家の意味のズレも見逃せ る。この鄭玄の書を意識し、 と儒家の子孫として学問に研鑽する行為の両方を指すと思われ て、ここで言う「家」は官職ではなく、生活基盤として家の経営 家の礼で言う「七十老而傳」(曲礼)に基づく行為だという。従っ は、『後漢書』注によると、「家事を子孫に任せることを言う、 るところに拠ったと思われる。ちなみに、 なった鄭玄が一人息子に傳家の時に書いた書に、「家事大小, る」となっている。ここに引き合いに出された鄭益恩は漢の大 官職は家柄に導かれた結果で、式部大輔の職も父祖の御蔭によ 試験に合格するために庭も見ないで勉強に専念した。文章博士の 学者鄭玄の息子である。「榮煢鄭益恩」の「煢煢」は、七十歳に 一承之。 「文章」とは文章博士、「吏部」とは式部大輔の職を指すが 「私は孤独な鄭益恩と同じように学者の一人息子で、科挙の というのは、 咨爾院院一夫, 余が祖父より降りて余が身に及ぶまで、三代相承け 道真が言う「家業」には、紀伝道の家の学問 官職の継承に重きが置かれているからであ 曾無同生相依」(『後漢書』鄭玄伝)とあ 自ら鄭益恩に準えているところに道 吏部は偸に祖業存するに因る_ 鄭玄傳に言う「傳家」 汝 儒

て、両つの官失へりしこと無し」とわざわざ注を付け、祖父子三て、両つの官失へりしこと無し」とわざわざ注を付け、祖父子三たといい、恐らくこの子が家業を引き継ぐだろう、と期待の念をたといい、恐らくこの子が家業を引き継ぐだろう、と期待の念をがれていく、家業継承の構図が菅原道真の詩の中ですでにはっきがれていく、家業継承の構図が菅原道真の詩の中ですでにはっきりとした形で浮かびあがっているのである。このような官職を内切した家業観は、道真が小野篁の子孫である小野営に大学寮の入包した家業観は、道真が小野篁の子孫である小野営に大学寮の入包した家業観は、道真が小野篁の子孫である小野営に大学寮の入名、大田の職を関した。大田の職は、大田の職は、大田ののである。と称しながら、相手の家業継承の意欲を促しているのである。

その「献家集状」に、次のように家業について述べている。 (900) に朝廷に家集を献じており、その家集にはその祖父菅原清公の『菅家集』六巻、父親菅原是善の『菅相公集』十巻、及び道公の『菅家集』六巻、父親菅原是善の『菅相公集』十巻、及び道学活動の継承の官職面の反映としては儒官職の継承だとすれば、学問の継承の官職面の反映としては儒官職の継承だとすれば、

不順之孫焉。為人子不可為不孝之子矣。故今献臣草之次、副非父祖余慶之所延及乎。既頼余慶、何掩旧文。為人孫不可為:臣伏惟臣家為儒林文苑尚矣。臣之位登三品、官至丞相、豈

以奉進之

じることは「孝子」、「順孫」の行為だとしている。学問の継承や に上り、右大臣になったのは父祖の御蔭だとし、父祖の文集を献 紀伝道の家に生れた大江匡衡の詩文にも顕著に見られる。 人らしい価値観が窺える。このような解釈は、やがて官職を軸と 官職の継承を孝行と結び付けて解釈するところに道真の紀伝道文 ここで、道真が「儒林文苑」としての家業を強調し、自分が三位 てはなるまい。このような父子間の継承を正当とする意識が同じ した父子継承に一種の正当性を与えることになることを見逃がし 『菅家後集』奏状

業意識が見られる。ただ彼の場合は、しきりに父祖の先例を引く た文人で、彼の『江吏部集』を見ると、道真と同様に、強烈な家 が特徴である。「和石山平上人述懐之絶句」の中に 大江匡衡 (953-1012) は十世紀後半から十一世紀前半に生き

昔延喜天曆二代聖主。各奉為母后手書金字法華経。 衡又以侍読作願文。三代稀有之事 言以侍読作願文。今聖上又奉為東三条院手書金字法華経。匡 我祖江納

三代の「侍読」の職を持って願文を作ることを「三代稀有之事」 未之有也, にあった。王承が中大通五年(533)に國子祭酒を任じたことに と誇っている。ここの「三代稀有之事」と類似した表現は『梁書』 ついて、 『梁書』は「承祖儉及父暕嘗為此職,三世為國師, 當世以為榮」(梁書巻四十一王承伝)と記している。 前代

> 状」には、 例はここでは一種の正当性となり、資格となったことが注目され が預からないということを訴えている。父子二代の侍読という先 時斉光父子二代の侍読、 は「近日蒙綸命。點文集七十巻」の中に、醍醐朝の延喜年間に大 業の伝統を強調しながら、その継承の正当性を強く主張した。彼 官職を家の職にしていた気配は見られない。一方、 後の経歴を見ると、戎昭將軍、東陽太守などを歴任しており、 よう。また彼の「請被給穀倉院學問料令繼六代業男蔭孫無位能公 文集の侍読をしきりに強調し、今自分は一人侍読して、息子挙問 江千古と維時父子二代の白詩文集の侍読や、村上朝天暦年間の維 られたことが「前代未之有」という記述から見ても三代同じ官職 王儉、王暕、 匡衡は恐らくこの『梁書』の記述を意識して用いたと思われるが に任じられる確率がかなり低いことが分かる。しかも王承のその 王承の三代が同じく国子監の長官の國子祭酒に任じ 円融朝天禄年間の斉光、定基父子二代の 大江匡衡は家

拘年齒、 今能公聚窓之螢漸照蠧簡過庭之鯉志在龍門。若不吹嘘何期成 雖富才不爭。大江定基以五代當仁、其時有田口齊名弓削以言 著氏姓者濟濟、于今不絕。 菅原大江兩氏、建立文章院、分別東西曹司、 雖工文不競。夫然則累代者見重、起家者見輕。明矣。方 菅原爲紀以七代應學。其時有高岳相如賀茂保胤者 因斯此两家之傳門業不論才不才不 爲其門徒習儒學

勝懸欵之淫…(『本朝文粋』巻六)立。望請蒙鴻慈因准前例、早賜燈燭之料、冷繼箕裘之業、不立。望請蒙鴻慈因准前例、早賜燈燭之料、冷繼箕裘之業、不

け継がせていく正当性を主張する。これら紀伝道文人の家業に関 儒官職を継承することこそが人生最大の目標である。そのため 学問を継承するだけではなく、 のために奔走していたのである。紀伝道文人にとって、 性を訴えたのである窓。桃裕行氏によれば、学問料は儒家の子弟 申請文においてはマイナスの意味ではなく、累代の家業の重々し 申請のためである。 の学識と伝統を強調し、 に、彼らは中国の文献にある典拠、表現に拠りながら、 資格を表しているため、 にこれを受けるものが多く、 れたことから始まったと強調した後、息子の学問料の給費の正当 があり、 さを誇張するために用いられている。これも菅原家のほうに先例 代當仁」という家業の長さを数える表現は、息子能公の学問料の 伝える「儒学」を指すが、菅原家は「七代應擧」、大江家は いうことである型。即ち、これは単に給費だけではなく、一つの ここで言う「两家之傳門業」、「箕裘之業」とは菅原・大江両家が 学問料の起源は高祖父從三位清公朝臣の兄弟四人が給せら 菅原文時 (899-981) が息子惟熈の学問料の申請をする 「累代者見重、 父祖から受け継ぐ官職をさらに子孫に受 菅原・大江両氏が次次と子孫の対策出身 儒職の世襲と密接な関係があったと より現実の問題として、 起家者見輕」というのは 学問の家 父祖から 父祖から この 五

の正当性を与えることになったと考えられる。時の官僚社会の家業観、さらに官職を軸とした父子継承にある種する言説の意味は、実務の申文の表現の域をはるかに超えて、当

昇進コースの固定と官職の独占

Ξ

が形成し、 においても、 昇進の速度を考察した野村忠夫氏は、 を経て主典級に止まってしまうのである%。また同時代の官人の れるとした。つまり、 は、 の官人制を考察した土田直鎮氏は、官人の出身とその昇進コース 進速度にも差異があったことがしばしば指摘されている。八世紀 特典の差異は、初叙の時のみならず、その後の昇進のコースと昇 別される。このような、父祖の官位の高低によって子孫の受ける れる者は「蔭子孫」と呼び、それ以外の「位子」、「白丁」∞と区 貴以上の官僚層で機能する条文である。このような特典を受けら と階級的に分けられている。 しはじめ、 て判官級に到達できるが、 律令官人制の内部では三位以上は「貴」、五位以上の者は 蔭子孫出身者と位子・白丁出身者の間に明確な差異が見出さ 各階層から継続的に再生産される体系がすでに固定化 藤原氏と他氏の差異が見られたと指摘した窓。また加 族姓的要素が濃厚に残り、 蔭子孫なら、 位子・白丁の場合は、 従って、 内舎人(または諸舎人)を経 律令官人制が導入された後 先に見た五位以上子条は通 官人諸階層の基本コース 諸舎人、 史生級

に示した8。

平・忠平間に継承のラインが確立したといえよう。一方、 言という異常な昇進を遂げた。すでに摂関家としての基経-意すべきである。 に女子を送り雪、 語っている。ただ道真の場合は、摂関家と同様に宇多天皇の後宮 位参議の菅原是善を父に持つ菅原道真が右大臣に上がったこと 喜十一年 から従三位権中納言、 る。関白太政大臣基経の長男時平は公卿の首席の左大臣の座を 醍醐天皇が父帝宇多天皇の退位によって即位して三年目にあた 占めており、その弟忠平も従四位下参議になっていた。延喜九年 (909) 時平の死去によって、 (1) の昌泰三年は、 まだこの時代は完全に藤原氏一色になっていないことを物 (911) には上位である源湛、 道真の右大臣抜擢の背後に宇多天皇の意思が大 宇多天皇と一種の身内関係を作ったことにも留 翌年延喜十年(910)に従三位中納言、 醍醐天皇の治世で、 忠平が氏長者になり、 源昇を超えて従三位大納 寛平九年 従四位上参議 (897) 従三 | 時 延 K

ており、 継承が容易になるのであるが、 固定されてくると、父子間の官位・官職の間隔も短くなり、 の再生産」が表面化してきたことが確認できる。 ラスの子弟であり、 ラインが確立しつつあるが、 た。このように十世紀初頭のこの時期では、 ある。 は仁明天皇子で、 受けて三位となった。源氏も多数公卿の座を占めており、 原高藤が内大臣、その息子の藤原定国は従三位・中納言になっ 氏 端的に示したものである。道真以外は、この時期の公卿は殆ど藤 年 きく働いたとみてよかろう。それにしても、その次の年の延喜元 (2) の十一世紀の長保三年となると、 あった源氏や道真のような学者官僚もまだ多数重用されていた。 た在原友于は中納言在原行平の子で、宇田天皇に信頼されてい る。源希は大納言源弘の子で、源湛、源昇は左大臣源融の子で く家柄ではないという認識が高層貴族の中に根強くあったことを 右大臣、さらに時平の死後は左大臣にまで上りつめた人物であ 源氏に独占されていた。 (901) に起こった菅原道真の左遷事件は、 源貞恒は光孝天皇の皇子で、宇田院別当をも勤めた。 藤原清経は藤原基経の同母弟で、 宇田、 昇進コースがほぼ固定され、 醍醐両帝に重用されて、道真失脚後も 藤原氏には、 醍醐天皇や宇多院との信頼関係に 父子間の間隔を縮める一つの方 上層公卿は、 醍醐天皇の外祖父の藤 この年忠平の譲りを 彼は本来大臣に就 摂関家の父子継承 階層的に昇進が 「同じ階級から 殆ど大臣

| 人物 官職・官位 | 〈1〉昌泰三年(900)の公卿 |
|----------|-----------------|
| 極官 | |

父の官職・官位

| 同清経 | 藤忠平 | 在原友于 | 同昇 | 源湛 | 藤有穂 | 十世王 | 源貞恒 | 同有実 | 藤定国 | 源希 | 藤国経 | 源光 | 藤高藤 | 菅道真 | 藤時平 |
|-----------|-------------|----------|---------|---------|-----------|--------|--------|------------|------------|---------|-----------|--------|-----------|---------|-------------|
| 参議 | 参議 | 参議 | 参議 | 参議 | 参議 | 参議 | 参議 | 参議 | 中納言 | 中納言 | 中納言 | 内大臣 | 内大臣 | 右大臣 | 左大臣 |
| 従四位上 | 従四位下 | 従四位上 | 従四位上 | 従四位上 | 正四位下 | 正四位下 | 正四位下 | 従三位 | 従三位 | 従三位 | 従三位 | 従三位 | 正三位 | 正三位 | 正三位 |
| 右衛門督従三位 | 太政大臣 | 参議正四位 | 大納言正三位 | 大納言 | 中納言従三位 | 参議従三位 | 大納言正三位 | 参議正三位 | 大納言従三位 | 中納言従正三位 | 大納言正三位 | 右大臣正二位 | 内大臣正三位 | 右大臣従二位 | 左大臣正二位 |
| 権中納言従二位長良 | 関白太政大臣従一位基経 | 中納言正三位行平 | 左大臣従一位融 | 左大臣従一位融 | 備前守従五位下直道 | 二品仲野親王 | 光孝天皇 | 従四位下中宮大夫良仁 | 北家内大臣正三位高藤 | 大納言正三位弘 | 権中納言従二位長良 | 仁明天皇 | 内舎人正六位上良門 | 参議従三位是善 | 関白太政大臣従一位基経 |

| 親憲高隆時不 | 同 藤 源 有 行 俊] 国 成 賢 [| 同 藤 菅 同「 忠 誠 輔 懐 戸 | 司 同 藤 平 斉 任 光 仲 | 同 展 源 同 原 源 通 長 人物 人物 長 一 長 一 長 一 長 一 長 一 長 一 長 一 長 一 長 一 長 |
|---------------------------------|---|-----------------------------------|--|---|
| 非非常的情報 | 参参議議議議 | 参参参参。議議議議 | 権 中中中中 納納納納 言言言言 | 長保三年 (1001) 官職·官 官職·官 在大臣 正 大納言 従 大納言 従 大納言 従 |
| 従 従 従 従 従 豆 三 三 三 位 位 位 位 位 位 | 三 四四 l 位 位位 1 | 正 従 従 従 代 四 三 位 位 位 位 下 | 送 従 従 正 三 三 三 立 位 位 | (A) (D1) の公卿 (D1) の公卿 |
| 非参議従二位 非参議従三位 | 参議従二位 権大納言正二位 権大納言正二位 | 権中納言正三位 参議正三位 参議正三位 | 大納言正三位中納言従二位中納言従二位 | 在大臣從二位 大納言從二位 大納言從二位 大納言從二位 大納言從二位 |
| 伊勢守真材 一品式部卿為平親王 一品式部卿為平親王 | 豊前守正五位下輔道 一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、 | 治部卿正四位国光太政大臣従一位為光太政大臣従一位為光教議従三位斉敏 | 太政大臣従一位為光 関白太政大臣従一位頼忠 関白太政大臣従一位頼忠 関白太政大臣従一位頼通 | 父の官職・官位 関白法政大臣従一位兼通 関白法政大臣従一位兼通 方大臣従一位雅信 を大臣従一位雅信 を大臣従一位雅信 を大臣従一位雅信 |

忠実、 子として十一歳で正五下 歳で従五上 (1072)、 同じく頼通子師実は十二歳で正五下 (1053)、師実子師通は十二 進んだ。藤原頼通は十三歳で正五下(1003)、教通は十二歳で正 関家の子息という理由で加階が高くなり、年齢もさらに若年化が 行事に多く参会することで昇進の機会に恵まれており、 にたえず女子を送り、 進が早い。そもそも摂政職は天皇の外戚の身分によるものであ 基実は十歳になっている。子の昇進が早くなることが結果的に父 五下(1006)が叙されてから、頼通子通房は十一歳で正五下(1035) ど選叙令の基準から離れていなかったが、 ればならない。 政治地位である。父子間で摂政職を保持していくためには、 る。つまり母方外祖父による後見という論理によって獲得される 法に息子の昇進を早くすることがある。特に摂関家の子弟は昇 達年齢を見ると、 いうふうにどんどん年齢が若くなっている。また彼らの三位の到 (1148) 忠通、 基実九歳正五下 彼らの叙爵の到達年齢を見ると、 頼長十一歳で正五下 基房、 皇室と身内関係にある摂関家の子弟は皇室関係の 藤原頼通、 兼房は十四歳、 師通子忠実は祖父師実摂政大臣従一位の養 常に皇室と身内の関係を保持しておかなけ (1150) (1088), 教通、 (1130) 兼実八歳で正五下(1158) 頼長、 忠実子忠通は十一歳で正五 通房は十五歳、師実、 十一世紀になると、 十世紀後半まではさほ 兼長、兼実は十二歳 兼長十一歳で従五上 その昇進 師通、 皇室 ح 摂

> ないが、 平安時代の各階層の官職の家業化の進展は必ずしも同じ経路では じ時期に官庁の官務、 とが恒常化し、そして算道の小槻氏も十世紀後半から左大史の官 が進められており、その過程において特定の氏族が特定官職に世 職を独占するようになり、 る官職・官庁の世襲請負制が生まれたと指摘している。氏による 襲的に就任し、さらには特定の氏族が特定官庁を世襲的に運営す めていた。佐藤進一氏は、 よって、それぞれの官司に進出し、 容易にしたのである。一方、明法道、 子の官職の間隔の縮小につながり、 しようとする継承意識が強く見られた点では同じである。 大学寮の専門家達も教官職の博士以外に他の官職を兼ねることに 九世紀から十一世紀の間に、 父子の繋がりは官職を媒介に強化され、 局務の職掌を独占するに至ったというヨリ 明経道の中原氏、清原氏両氏もほぼ同 十世紀、 明法博士が検非違使を兼ねるこ 専門知識を武器に家業化を進 十一世紀の間に官庁の再編成 職を軸とした父子間の継承を 明経道、 算道などもともと 父の官職を継承

官位・官職の譲与

四

き外從五位下の官位をその父親真公に譲ることを願い、勅許を得日の記録に、近江國人從七位下勝首益麻呂が自分に授けられるべ他の人に譲ることである。『続日本紀』延暦四年(785)十二月十加階の譲与とは、もともと位階の昇級のできる者はその機会を

ある。 いえば、 文章生から出身し、 十一月十二日に従 月廿七日に出された暦博士賀茂保憲の讓爵の申請文(大江朝綱の 録に、讃岐國三野郡の從四位上丸部臣明麻呂が郡大領の官職を父 たとあり、 五位の子が父への譲与は「往古不聞」と評されていた3。しか る功による加階の譲りを受けた。 主として大学寮の文人に関する記録である。天暦六年 る。子から親への譲爵は、その後もいくつかの例が見られるが、 録は少数であり、また孝行友悌の例として記録されたものであ に兼任の美濃少掾を異母兄大枝に譲ったという例がある。概して また『三代実録』 終身田租が免じられたという勅命を受けた、 父に官位や官職を譲ることは、子の親孝行として奨励されていた。 譲爵を には、 その息子の平道行が造樻の功による加階を父に譲ったので 十世紀に入ると、父から息子への譲爵が増えてくる。天延四 父の惟仲は従三位であり、息子の道行はまだ五位なので、 八世紀後半から九世紀中頃の記録に出てくるこの類の記 「親孝行」の行動としている33。また正暦四年 「方今聖上已以孝治天下、臣下何忘孝留心中」と自ら 「孝行」を努めたことにより、三階の昇進を与えられ また『続日本後記』に嘉祥元年 巻十三にある夏井傳に、夏井が仁壽四年 三位参議右大弁平惟仲が子平道行の、 中納言にまで昇った者として知られている 受領の家に生まれた平惟仲は とある。このような (848) 十月一日の記 (952)樻を造 (993) (854) 四

> 次のような一節がある。 文粋』巻六)とあるところからみれば、 に、「訪故實或官或爵父子遞相 ることが分かる。大江匡衡の「再除吏部員外侍郎 (975) 二月一日に出された藤原明子の譲爵の申請文 (源順作 (讓)之例古今不可勝數」(『本朝 ひとつの慣例になってい 懐舊有感」に

年

咲雪窓寒 江家再有此例、故云。(『江吏部集』中巻 以男蔵人斉光任式部丞、 祖父(維時・筆者注)納言為天曆侍読之時、 為子辞官任本官。 斉光叙栄爵之後、 天暦余風今在此。 納言還任式部大輔

うな譲与が多く行われていたことが『小右記』35や『権記』36 は を辞することを交換条件に息子の官職の昇進を図ることは当時で 同じように一度息子のために式部大輔を辞してまた再任したの 言還任式部大輔」というのも定かではないが、 を辞して、息子斉光を式部丞に就任させたとあるが、応和三年 『公卿補任』によると、大江維時が天徳二年(958) (963)に死去するまで式部大輔に再任した形跡はないので、 |譲爵」という。 「江家再有此例」と感激しているのである。このような一職 言わば間接的官爵の譲与行為である。このよ 大江匡衡は祖父と 年に式部大輔

譲与叔父清経朝臣 ①従四位下藤忠平 (公卿補任·昌泰三年(900)) 世 一 正月廿八日 任侍従如元 二月以三木

『公卿補任』を通じても窺える。

⑧權大納言正二位同道隆三十六

皇大后宮大夫。正月七日可叙從

②大納言 卿補任・天元四年(981)) 時]。十月四日可叙從一位。 從二位藤爲光四十 而讓男從五位上誠信叙正五位下 按察使。二月廿三日正二 位。 **公** 臨

③参議 而讓男賴房叙從五位下。 正四位下 藤佐理三十八 (公卿補任・天元四年 讃岐守。十月四日可叙從三位 (981))

④左大臣 太子兼之。 (公卿補任 十月十日可叙從一位。而讓男從四位上時中叙正四位下。 ・永觀二年 正二位源雅信六十五 (984)東宮傅。 八月廿七止傅。 今日立

從一位。 ⑤大納言 七日止權大夫。[受禪]。同日立太子。又兼大夫。十月十日可叙 而讓男從五位下齊信叙從五位上。(公卿補任・永觀二年 正二位藤爲光四十三

八月十八日兼春宮權大夫。

廿

二十二日条

(984)

男登朝叙從五位下。 叙正二位。 ⑥權大納言從二位藤朝光三十四 八月廿七日止大夫。十月十日可叙從一位。 (公卿補任・永觀二年 左近大將。 (984))春宮大夫。正月七日 而十四日讓

⑦權大納言正二位藤道隆三十五 位。 而讓男伊周叙正五位下。 (公卿補任・永延元年 皇大后宮大夫。十月十四日叙從 (987)

9卅日、 及国々賞、 位 而讓男伊周叙從四位下。 壬申、 大納言重信卿賞讓子息右少将宣方 参内、 除目議如昨日、 (公卿補任・永延二年 左右大臣被参、 (小右記・正暦元年 (988)) 有造門行事

譲った。⑦

⑧は藤原道隆が二回に亘って息子伊周に官位を譲っ

八月卅日条

任権大納言 ⑩大納言正二位源重光 [年七〇] 辞所帯大納言職、 [年一九](権記・正暦三年 (992) 八月廿八日条) 譲婿納言伊周

①…正三位藤原朝臣実成(左大臣譲)、正四位下源済政 (小右記・長和二年(1013) 九月十六日条

四位上、 ⑫右衛門督叙正二位、 父中納言行成讓書額功 左中弁経通譲、 (小右記・長和四年(1015) 経通者造宮行事、

⑬右近中将兼隆辞退:兼綱任左中将、 (小右記・長和五年 (1015) 正月十二日条 蔵人頭 兼隆譲

朝光が従一位に加階されることになるが、 遞相 記録で、先述した源順の藤原明子譲爵申文にある「或官或爵父子 が、②~⑧は『公卿補任』 とは『小右記』 たことが特徴的である。⑥の藤原朝光が息子登朝に爵を譲ったこ これらの記録から窺える。 になると、息子に位階を譲るのが一つの慣例となっていることが これは先述した子が父に譲る行為の延長線上にあると思われる ①は、従四位下藤原忠平が叔父清経に参議の職を譲ったことで、 (讓) 之例古今不可勝數」を裏付けるものとなる。この時代 にも見えるい。前関白太政大臣兼通の息子である にある譲爵例で、殆ど十世紀の後半の また「可叙從一位」の者が息子に譲っ 息子の昇進のために

うが、 て 正 与と異なる性質を持つ例で、 成が書額による功を息子に譲っている。 た、とある。重信の息子には、 が摂政になっており、道隆-伊周父子の全盛期で、重信が自らの 譲った例で、官職を譲る少ない例の一つである。正暦三年は道隆 中納言であったが、次男左中弁経通が造宮行事の賞の譲りを受け 額を献じたことによる加階である。右衛門督藤原懐平は従二位権 言源重信が自分に与えられた賞としての加階を息子宣方に譲っ 態制になっている。 伊周の官位差は 位という異例の昇進を果たし、さらに従一位に叙されるというこ が即位し、その外祖父として藤原兼家が摂政となった。永延元年 父兼家と息子道隆の差は小さく、すぐ摂政職を継承できるような とになったが、それを息子伊周に譲ったのである。兼家―道隆― に兼家は従一位となり、その息子権大納言道隆は正三位から正二 た記録である。永延元年といえば、 大納言を婿に譲ることによって、 加階が行事などの賞が多く行われて、⑫も同じく造宮の労や書 宣方は重信と源高明女の間に生まれた息子である。この時期 道隆の急死と伊周の失脚で泡と消えたのである。①藤原道 一位に昇進した。 |正||位-⑨~⑬は古記録に見られる記述で、 藤原実経は藤原行成の男で、 ⑩は源重光が大納言職を婿の伊周に 上二位-致方・道方・宣方・相方らがいる 一家の繁栄を狙っていたであろ 前の年の寛和二年に一条天皇 10 -正五位」となっており 11) ⑬は父子間の譲 能書家の父行 ⑨は大納

味では、 間に長幼の秩序原理が機能したものの、 続いていたが、少なくとも父から子へ譲る形ではなかった。 継承の始まりと見てよかろう。これまでの摂政家の継承は、 されよう。無論こういった官位、官職の譲与は父子間に限ったこ 兼である。兼隆は参議従一 弟間の譲与で、 妻倫子の異母兄弟である。 長・源倫子夫婦がそれぞれ藤原実成と源済政に加階を譲るという から良房、基経、 の翌年に頼通にその職を譲与したのは、 言い換えれば、 官職を軸とした父子一体観が確立したことがあったと思われる てとれる。このような譲与が一般的に行われた背景には、官位 ら子への官位の譲与が一つの慣例となっていったことは確実に見 となく、舅婿間や兄弟間および親族間の譲与も見られるが、 から、十世紀以降、官位、 の職を辞退し、 していたからであろう。源済政は雅信の孫で、 る。道長が実成に譲ったのは、その時実成が中宮権亮の職を兼任 記録であるが、これは中宮行幸の賞による道長、 長和五年(1016) 官位・官職こそ父子間の繋がりであった。この意 弟兼綱の蔵人頭就任を実現させた。これらの記録 藤原兼綱と藤原兼隆は同母兄弟で、 忠平、 師輔、 一位右権中将伊予権守であったが、中将 に藤原道長が摂政太政大臣になり、 官職の譲与が多く行われたことが了解 オバからオイへの譲与である。⑬は兄 兼家、 道隆、 職を通じた父子間の直接 基本的には諸要因によっ 道兼を経て道長へと 父時中は道長の正 倫子の加階であ 父は故関白道 父か

いう父子一系の継承になったのである。
(1076) に摂政になってからは師実―師通―忠実―忠通―基実とる。なお、頼通以降の継承を見ると、頼通子藤原師実が承保三年る。なお、頼通以降の継承を見ると、頼通子藤原師実が承保三年る。なお、頼通以降の継承を見ると、頼通子藤原師実が承保三年のである。なお、頼通以降の継承を見ると、頼通子藤原師実が承保三年のである。

おわりに

たが、 因があった。律令制度が導入された当初から、 うになった。このような言葉の意味の変化の背後には、 味において、外来の父系制の原理の着地点は蔭位制であった。こ 唐制において資蔭(=蔭位制) とした父子間の継承を律令国家が強力に推進したという歴史的要 位・官職の意味への傾斜が見られ、中世では、所職所領を指すよ 業を指すものであるが、古代日本の文献においては、早くから官 来の)生活基盤としての家財の意と生計を立てるための特技 家 父系的継承の展開を見てきた。家業という言葉は、本来 十世紀、 「承蔭=承家」という継承志向の強いものに変った。この意 の樹立が急務となり、 古代日本においては、 十一世紀の平安時代の家業を中心に、官職を軸とした 嫡子制と結合することによって最初 それが蔭位制を通して推進された。 は高層官人の一特典に過ぎなかっ 父子継承による 官職を軸 (祖先伝 · 生

> は、 うな家業化の進展の中で行われた父子間での官位・官職の譲与 いても、十世紀から十一世紀にかけて専門知識を武器に一族によ 関家では十一世紀初頭に直接継承を果たした。中下の官僚層にお の後の昇進の差異によって官人の出身コースがほぼ固定化し、 隔 接的継承であるが、導入された最初からいくつかの重要な修正が 度そのものは父祖の「蔭」を継承することなので、 を端的に示したものである。 る職の請負が行われ、官位・官職の家業化が進められた。このよ 位階が高くなっていた。 加えられ、 家業の継承という継承の論理にまで推し上げられた。蔭位制の制 なう紀伝道文人の言説によって正当性が与えられ、 のような父子継承の観念は、さらに中国文化の運搬者の役割をに が小さくなり、父子間の官職の継承も容易になる。さらにそ ある意味では、 唐制の資蔭制より叙位される年齢が若く、叙位される 「職」を軸とした父子間の一体観、 階層が高ければ高いほど父子間の「間 あくまでも間 官職の継承 共有意識 摂

2 『続日本紀』延暦元年五月二十一日条

卒伝に「家業武芸、 『日本後記』天長二年(825)四月十三日条(逸文)に見える紀田上の 才華興聞、至於従政、 不失民心」とある。

え、その長男の讃岐時人について、「長子時人傳父業、攺姓和氣朝臣。少 女為光孝天皇更衣生源皇子舊鍳」とある。 『三代実録』貞観四年八月十五日に明法博士讃岐朝臣永直の卒伝が見

得業生」とある。 和太上天皇龍潜之日, 『三代実録』 左京人也。 父出雲朝臣廣貞, 長於醫師, 貞観十二 (870) 年三月条に菅原峯嗣卒伝が見え、「峯嗣 令峯嗣侍春宮藩邸,峯嗣自申請欲継家業。仍補醫 官為正五位下信濃權守。淳

6 注1前掲拙稿

8 父子間の継承のほかに、養子、兄弟、叔甥といった男系の中で継承し 7 た例もある。 佐藤進一『日本の中世国家』岩波書店 二〇〇七年 四十七頁

9 止令が見える。應劭注の所引の漢儀注によれば、任子制の具体的内容は 「吏二千石以上視事滿三年,得任同産若子一人為郎」とある。 任子制の開始時期は定かではないが、 『漢書』の哀帝紀に任子制の廃

10 晉書卷二十六食貨志。

12 11 **蔭位制を継承法と見なしていたことは、『令集解』の諸注によっても** 晋書巻二十六食貨志に、労働力としての「蔭人」の配給がみえる。

明らかになる。大宝令の注釈書『古記』では、父系継承を意味する言葉 「承重」について、「承重、謂説祖父之蔭承継也」と説明している。

13 方得有佐史, 野村忠夫『律令官人制の研究』吉川弘文館 『隋書』に「陳承梁, 無將軍則無府, 皆循其制官, 止有國官。皇太子冢嫡者,起家封王,依諸 …其親王起家則爲侍中。若加將軍 一九六七年 四六〇頁

王起家。餘子並封公,起家中書郎。諸王子並諸侯世子,起家給事。三公

望終祕書郎下。次令僕子起家著作佐郎,亦爲板行參軍」とある。(隋書巻 二十六百官上 子起家員外散騎侍郎,令僕子起家祕書郎。若員滿,亦爲板法曹,雖高半階.

とある。 年(715)の霊亀改元の詔には「五位以上の子孫年廿以上者、宜授蔭位 16 養老令は二十一歳とあり、 15 宮崎市定氏『九品官人法の研究』同朋舎 大宝令も同文と推定されているが、和銅八 一九五六年

養子とするケースが多く、十二世紀以後は弟など同世代を養子とするケー 川弘文館 一九九六年)によると、十一世紀以前に多いのは祖父が孫を 18 高橋秀樹氏の「平安貴族社会の中の養子」(『日本中世の家と親族』 17 牧英正「資蔭考」大阪市大法学雑誌二の一 スが多くなっている。 一九五五年

てられたのである。 起家中書郎」とあるように、皇族の封爵を記述する文脈に嫡庶の別が立 19 注1の隋書に「皇太子逐嫡者,起家對王, 依諸王起家。餘子並對公

のような中国の歴史や文学を専門とする文人である。 九頁~一五二頁本稿で言う「紀伝道の文人」とは、 20 桃裕行『上代学制の研究 [改訂版]』(思文閣出版 文章博士か文章生 一九九四年)一

21 桃裕行注20前掲書第三章

23 貞観十九年(877)式部少輔、元慶元年(877)式部大輔となる。 承和十二(845)文章博士、貞観十二年(870)式部大輔となる。道真は 22 道真の祖父清公は、弘仁中に文章博士、式部大輔となる。父清善は、

『本朝文粋』巻六 菅原文時「申学問料_

桃裕行注20前掲書 二八二頁

24

25 六位から八位の嫡子は「位子」といい、無位無官の者は「白丁」とい

朝)云々」とある。

間に格段の差があった。 部免除、大学への情願入学などを受けられるが、五位以上子の特典との う。位子にも一定の条件下で出身の特典を受けられ、その他に課役の一

九五一年 26 土田直鎮「奈良時代における舎人の任用と昇進」歴史地位月報3

27 野村忠夫注13前掲書四六〇頁

6号、一九八二年) 28 加納宏志「九世紀における蔭位制の実態的考察」(『金城学院大学紀要』

青木和夫先生還曆記念会編、吉川弘文館 一九八七年 29 服藤早苗「摂関期における「氏」と「家」『日本古代の政治と文化』

生前達した最高官とし、贈官を入れないことにした。 30 昌泰三年と長保三年の公卿補任に拠って作成した。極官はその人物が

という女子が寛平八年(896)に女御になっている。 31 『日本系略』によれば「菅原淑子」、『一代要記』によれば「菅原衍子」

32 佐藤進一、注7前掲書 四十七頁

『本朝文粋』巻六

『小右記』正暦四年(993)十一月十二日条

34 33

天元五年 (982) から長元五年 (1032) の間の記事しか残っていない。 35 『小右記』は天元元年(978)から書かれたらしい。しかし、現在では

36 『権記』は、正暦二年(991)から寛弘八年(1011)までの記録が残さ れている。

37 小右記永観二年(984)十月十五日条にも同じことが記されている。 「傳聞、昨日有両三輩叙位云々、左大将(藤原朝光)加階讓子息(藤原登